

「高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の強化」及び  
「給付の引下げをする際の配慮措置の充実」の影響額を考慮した場合の

## 「給付と負担の見直し案」の 財政見直しについて

## 影響額の粗い試算について

- 「高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の強化」及び「給付カットの際の配慮措置の充実」による影響額(以下「影響額」という。)については、全受給者の所得を現在把握できないことから、正確に見通すことは困難である。
- 当該前提をもとに、「影響額」について、第3回検討会における「議員年金受給者実態調査」等を踏まえて粗い試算をした結果は下記のとおりとなる。

### 【「高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の強化」による影響額(粗い試算)】

	受給者数 (a)	支給停止対象者 (b)	割合 (c)=(b)/(a)	支給停止効果額 (d)
都道府県	1,883人	276人	14.7%	257,600千円
市町村	53,553人	1,871人	3.5%	1,746,535千円

### 【「給付カットの際の配慮措置の充実」による影響額(粗い試算)】

【A案】 10% 給付カット	退職年金受給者				遺族年金受給者				合計 (m)=(h)+(l)	影響額 (n)=(d)-(m)
	受給者数 (e)	配慮措置 対象者数 (f)	割合 (g)=(f)/(e)	配慮措置 影響額 (h)	受給者数 (i)	配慮措置対 象者数 (j)	割合 (k)=(j)/(i)	配慮措置 影響額 (l)		
都道府県	1,883人	793人	42.1%	108,641 千円	1,495人	890人	59.5%	78,320 千円	186,961 千円	70,639 千円
市町村	53,553人	22,555人	42.1%	1,625,380 千円	35,180人	20,922人	59.5%	738,180 千円	2,363,560 千円	△617,025 千円

【B案】 5% 給付カット	退職年金受給者				遺族年金受給者				合計 (m)=(h)+(l)	影響額 (n)=(d)-(m)
	受給者数 (e)	配慮措置 対象者数 (f)	割合 (g)=(f)/(e)	配慮措置 影響額 (h)	受給者数 (i)	配慮措置対 象者数 (j)	割合 (k)=(j)/(i)	配慮措置 影響額 (l)		
都道府県	1,883人	793人	42.1%	54,321 千円	1,495人	890人	59.5%	39,160 千円	186,961 千円	93,481 千円
市町村	53,553人	22,555人	42.1%	812,690 千円	35,180人	20,922人	59.5%	369,090 千円	1,181,780 千円	564,755 千円

※受給者数等は、平成21年6月現在

## 影響額の粗い試算について

- 仮に、A案(市町村分)において、今後20年間、受給者数に応じて「影響額」が生じると仮定した場合、平成43年度の積立金を一定程度確保するためには、掛金等の「臨時のかさ上げ期間」を、8年(H23年からH30年まで)から1~2年程度(H23年からH32年程度まで)延長する必要が生じる可能性もある。
- 「影響額」については、現在は、全受給者の所得を把握できないことから、正確な試算は困難であるが、次回の再計算時に一定のデータがそろふことから、試算の精度をあげてあらためて検討することとしてはどうか。

### 【参考】給付と負担の見直し案(A案) (第4回検討会資料より抜粋)

#### 具体的な方策

- 市町村は、市町村合併の影響を大きく受けたことから、激変緩和負担金を含めた公費負担率が当分の間、毎年50%程度となるように、激変緩和負担金を強化・延長し、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直し  
 ※ この場合、平成23年から約20年間で、未措置の合併影響分(約1,883億円)のうち、約7割(約1,296億円)が措置される。
- 都道府県は、「公費負担:議員負担=4:6」を基本として、給付水準・掛金・負担金を総合的に見直し

【A案】	市町村	都道府県
給付水準	概ね10%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実	概ね10%カット ・高額所得者の支給停止強化 ・低所得者の配慮措置充実
掛金	16% → <u>17.5% (+1.5%)</u> → 16.5% (+0.5%)	13% → 13.5% (+0.5%)
特別掛金	7.5% → <u>13% (+5.5%)</u> → 9% (+1.5%)	2% → 2.5% (+0.5%)
負担金	12% → <u>14.5% (+2.5%)</u> → 13% (+1.0%)	10% → 10% (±0%)
激変緩和負担金 (合併特例)	4.5% → <u>7.8% (+3.3%)</u> → 6.8% (+2.3%) ・期間を10年延長、漸減なし	※下線部: H23からH30まで臨時的に率をかさ上げ